

沖縄県が提供を受ける電気通信役務契約書（案）

役務名：沖縄県が提供を受ける電気通信役務（沖縄県住民基本台帳ネットワーク関連）

沖縄県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県が提供を受ける電気通信役務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるほか、別紙1「沖縄県が提供を受ける電気通信役務（沖縄県住民基本台帳ネットワーク関連）仕様書」（以下「仕様書」という。）を遵守しなければならない。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲に対しこの契約の条項に従って電気通信役務の提供を行うこととし、甲は、これに対し、この契約に記載された費用を支払うことを約定するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は契約締結日から令和14年2月28日までとする。

2 乙は、契約締結日から令和9年2月28日までに回線調達を完了の上、令和9年3月1日から電気通信役務の提供を開始するものとする。

（契約金額）

第4条 本契約の契約金額は、総額金〇〇〇〇〇円とする。（うち消費税額及び地方消費税額は、金〇〇〇〇〇円とする。）

2 甲が乙に支払う月額料金は、金〇〇〇〇〇円とする。（うち消費税額及び地方消費税額は、金〇〇〇〇〇円とする。）

3 回線調達に係る初期費用は、金〇〇〇〇〇円とする。（うち消費税額及び地方消費税額は、金〇〇〇〇〇円とする。）

4 前各項の消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

（契約保証金）

第5条 この契約に係る契約保証金は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。

（履行場所及び品目）

第6条 履行場所及び品目は、別紙2イーサネット対象機関一覧（以下「別紙2機関一覧」という。）のとおりとする。

（権利及び義務の譲渡）

第7条 甲及び乙は、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の同意を得た場合はその限りではない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委託し、請け負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲が本契約を解除することができる。これにより乙又は業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本契約の存続中又は終了後といえども、それぞれ知り得た相手方の技術上、経営上及びその他の一切の秘密を第三者に開示し漏洩してはならない。

- 2 前項の甲及び乙の秘密の保持義務は、本契約終了後も継続するものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密事項に関する書類、資料、情報等を本契約業務の遂行以外の目的に利用してはならない。
- 4 甲及び乙は、通信及びその他の秘密保持に係る自らの責務を認識し、役職員等に対して秘密保持を遵守させるものとする。

(回線終端装置等の設置)

第10条 乙は、甲の指定する期日までに、甲の指定する場所に本業務を遂行するために必要な回線終端装置等を据え付け、正常な状態で使用できるようにした後、甲に完了届を提出するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する期日までに回線終端装置等を設置し、甲の検査に合格することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅延なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、甲に承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、契約金額の年額相当額につき、その延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定に定める率を乗じて得た額に相当する遅延利息を加算して支払うものとする。
- 4 甲は第1項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を通知しなければならない。
- 5 乙は、甲の検査に合格したときは、直ちに当該回線終端装置等を甲に引き渡すものとする。
- 6 乙は、甲の検査に合格しないときは、直ちに補修し甲の検査を受けなければならない。

この場合において、前各項の規定を準用する。

(回線等の追加又は廃止等)

- 第 11 条 甲は、契約期間中に、回線等の追加又は廃止等の必要が生じたときは、あらかじめ文書をもって乙に通知するものとする。
- 2 前項の規定により、回線等を追加する旨の文書を乙が受け取ったときは、乙は前条の規定により回線終端装置等を設置するものとする。
- 3 第 1 項の規定により、回線等を廃止する旨の文書を乙が受け取ったときは、乙は甲が指定する期日までに、乙の負担において速やかに回線終端装置等を撤去するものとする。
- 4 第 1 項の規定により、既に利用している回線等を移設する旨の文書を乙が受け取ったときは、乙は、甲が指定する期日までに、速やかに回線終端装置等を移設するものとし、これによる経費は、甲に請求するものとする。
- 5 第 1 項から前項の規定により、甲がサービスの提供を受ける回線等に増減が生じたときは、第 4 条に規定する契約金額等を甲乙協議の上、変更するものとし、書面によりこれを定めるものとする。
- 6 第 1 項から前項の規定により、別紙 2 機関一覧の内容に変更が生じたときは、書面によりこれを定めるものとする。

(保守管理等)

- 第 12 条 甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって双方にて設置する回線等を管理しなければならない。
- 2 乙は、甲が回線等を用いて正常に通信ができるよう乙の負担において回線終端装置等の保守を行う。
- 3 乙が、装置設置の模様替え、その他原状を変更する工事を行うときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。
- 4 甲の都合により、乙の財産に係る機器等の原状を変更する工事を必要とするときは、乙の承認を得て、甲の負担においてこれを行う。
- 5 双方が行う各種工事等のうち、互いに影響あるものの施工に当たっては、甲と乙は事前に協議し、これに協力するものとする。

(連絡体制)

- 第 13 条 乙は、本契約の通信回線に障害が発生した場合、別紙 3 に記載の連絡体制をとり、障害対応に当たらなければならない。

(契約代金の支払)

- 第 14 条 乙は、甲に対し電気通信役務の提供を行い、その費用について、1 か月ごとにとりまとめて、使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。
- 2 乙は、第 10 条第 4 項の規定による甲の検査に合格した後、第 4 条第 3 項の規定による回線調達に係る初期費用について、まとめて甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前 2 項の規定による乙からの適法な請求を受理した日から 30 日以内に、乙に支払うものとする。
- 4 甲は自己の理由により料金の支払を遅延した場合、乙に対して前項の期間満了の翌日から支払の日まで、当該遅延が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)の規定に定める率を乗じて得た額に相当する遅延利息を加算して支払うものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲及び乙は、相手方が本契約に基づく責務を履行せず、相手方からの相応の期間を定めて催告を受けたにも係わらず、その期間内に履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 契約期間内であっても、甲乙いずれかから本契約の変更のため契約解除の申し出があった場合、協議のうえ解除できる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、契約成立の翌年度以降において、この契約に係る沖縄県の歳入歳出予算が成立しなかった場合は、沖縄県知事はこの契約を解除することができ、この予算不成立による契約解除に伴った違約金については、沖縄県に請求する事はできない。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく下請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく不当介入に関する通報・報告)

第 18 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うも

のとする。

(報告義務)

第 19 条 甲及び乙は相手に対し、設備その他の保全状況に関し報告を求めることができるものとし、甲又は乙は誠意をもってこれに応じるものとする。

(回線終端装置等の撤去)

第 20 条 本契約が解除されたときは、乙は解約された回線終端装置等を速やかに撤去し、原状回復を図るものとする。

2 回線終端装置等の撤去等原状回復に要する費用は乙の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 21 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、双方誠意をもって解決するものとする。

この契約締結の証しとして、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 古謝 玄太

乙